

米士聞門

土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。



よって得られるデジタル情報は、米関係の情報を集めたオコメ・チェーンの看板コンテンツに据えると派手にぶち上げただけのことだ。

身から出た錆で 廃止迫られる

推進会議側から農産物検査法の廃止を強く求められたのは、そもそも農水省にとって身から出た錆だった。収穫した籾は玄米になり、最後に精米となる。それぞれの段階に、いまでも農産物検査法による検査規格が厳然と存在する。それを頭に入れて下段の写真をご覧いただきたい。

某大手スーパーで売られている冷凍チャーハンだ。首を傾げてしまう表示にお気づきだろうか。すぐ分かった方は、相当の事情通。実は精米販売でも、同じような「一等米」表示は横行している。例えば、ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」で「一等米」と検索をかけたなら、この表示を使って販売している米は472件もあった。ほぼすべてが玄米検査による一等米を表示



「一等米使用」と表示された冷凍チャーハン

に使っているのだ。農家でさえ、一等米の意味をよく理解していない事例である。

消費者が手にする冷凍チャーハンや精米に、玄米検査の一等米を表示に使うことは、法律的な問題、すなわち不当景品類及び不当表示防止法に触れるかどうかとなれば、ギリギリでセーフと思うが、どこかグレイっぽい印象を受けてしまう。「一等米」と表示することで、製品のイメージを優良誤認させてしまう恐れがあるからだ。

あらためて説明すると、この場合の一等米は、玄米の整粒歩合を示す検査結果にすぎない。消費者が求める検査結果は、精米を対象にしたものになるはずだ。さきほど精米も検査規格があると書いた。実は、この取材で初めて知ったことである。米

前月号で農産物検査の議論はやり直しと書いておいた。穀粒判定器の話題にまつわる検査制度見直しの議論だけかなと思っていたら、唐突に精米JAS規格化やオコメ・チェーンの話が出てきた。資料を読み返しても、担当の穀物課米麦流通加工対策室に取材をしても、見直しの議論の本質がまるで見えてこない。

精米JAS規格化は、農産物検査法の廃止をめぐる規制改革推進会議（略称・推進会議）と農水省の綱引きの産物だった。同法廃止となれば、現行玄米検査の根拠がなくなる。焦った農水省は廃止撤回を官邸に猛チヤージ。その見返りに、精米JAS

精米JAS規格策定が 問題含みで進行中

麦流通加工対策室への質問でも、精米検査はないとの先入観念が強すぎたのか、稚拙な質問をしていた。

「米の国家規格（この表現でよいのかな）は、玄米にはあるけど、精米にはないという認識でよろしいでしょうか。玄米は公的規格があるから検査があり、それに沿って表示する制度がありますよね。でも、精米に公的規格がないということなら、玄米のような検査制度も整備されておらず、従って表示も玄米検査をベースにした内容になるという整理でよろしいでしょうか」

検査規格見直し担当の上原健一室長からの回答は次の通り。

「国家規格には農産物検査規格のほか、JIS（日本工業規格）やJAS（日本農林規格）も含まれます。実は精米も農産物検査規格はありますが、実態としては、利用されていません」

「農産物検査は玄米も精米も受検は任意ですが、これまで食品表示基準では、農産物検査証明に記載された産地・品種・産年によらなければ表示ができない仕組みとなっていたことから、事実上、包装容器に産地・品種・産年を表示したい農業者は農産物検査を受検しなくてはならない状況でした。食品表示基準の改正で、検査を受けなくても表示が可能とな

りました」

「現在の技術水準で可能かつ消費者・実需者ニーズに合致した規格を、民間主導で検討し、これを必要に応じてJAS等の国家規格に位置付け、高い訴求力を持たせていくということが必要かと思えます」

農産物検査の今日の状況を手際よく説明するところは、さすがプロ。ただ、肝心なことを説明していない。JAS規格化が取り入れられた場合、農産物検査法による現行検査規格の扱いをどうするか。やつつけ仕事でそこまで手が回らないのか、農産物検査の将来像について何も示していないことだ。

ずっと名存実亡だった 精米検査規格

現行の農産物検査法にもとづく農産物検査規格は、同法制定時のちょうど70年前に作成され、20年前に全面改正されたが、その間、ずっと名存実亡の検査規格だった。先に説明した通り、籾、玄米、精米が対象で、精米についての検査規格は、「七分づき精米」と「完全精米」の種類と規格があり、一般的な後者を表にしてみた。

玄米と同じように、水分、粉状及び被害粒、碎粒、異種穀粒及び異物の形状が対象で一等、二等、等外の

■農産物規格規定による精米基準（完全精米）

形質	最低限度	最高限度						
		水分 %	粉状質粒及び被害粒 %			碎粒 %	異種穀粒及び異物 %	
			計	被害粒			籾	籾を除いたもの
一等 一等標準品	15.0	10.0		1.0	0.0	5.0		
二等 二等標準品	15.0	20.0	2.0	0.2	10.0	0.0	0.1	
等外 等外標準品	15.0	25.0	4.0	0.2	15.0	0.0	0.2	

※ 規格外＝一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

3ランクある。これでも十分に使えるような検査規格のはずだが、なぜか農水省は名存実亡状態にしていた。新たな精米JAS規格が取り入れられたら、現行検査規格がどういう扱いになるかについて、米麦流通加工対策室からの説明は一切ない。

農水省は、農産物検査規格の見直しに向け2020年9月から「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を8回も開催してきた。メンバーは13人。精米についての農産物規格規定の認知度を顔見知りの3人に質問してみたなら、知っていると言

えたのは1人だった。全員に聞けば、認知度の低さはもっと下がるだろう。

認知度の低さをよいことに、米麦流通加工対策室は、検討会メンバーを相手にやりたい放題。そう決めたのは、2月25日の第6回検討会で配布した「スマートフードチェインとこれを活用したJAS規格の制定について（案）」（JAS規格制定案）と題した文書。問題の箇所は、この記述部分だ。

「JAS規格は、（ア）低価格大口ツト輸向け、（イ）高品質輸向け等、規格のニーズが複数想定されることから、これを念頭に検討を進める」

これは虚偽情報だ。それも相当に悪質だ。検討会メンバーを愚弄している。この段階で、輸向け精米規格など検討されていた事実はない。検討していたのは、国内流通向け精米のJAS規格化だ。精米JAS規格案のことを執拗に質問していたら、上原室長は切れてしまったのか、検討作業を進めている日本精米工業会（精米工）に取材してくれと逃げた。

日本精米工業会は、旧食管制度時代からある組織だ。全国食糧事業協同組合（全糧連）がルーツ。系統、商人系を問わず精米機を設置した組織や業者や精米関連機器メーカーな

どが会員。現在、賛助会員を含めて313組織・業者が加盟。主立った会員は米卸だが、なぜか大手の神明(神戸市)やヤマタネ(東京都)は数年前に脱退したままだ。

認証ビジネスで 濡れ手で粟の精米工

精米工と米麦流通加工対策室の関係は、分かりやすい表現なら、天下り先であり、彼らの別働隊でもあるのだ。取材に応じてくれた飯野輝明専務に、ズバリ、「精米工で検討しているJAS規格案は、輸出を想定したものか、国内流通向けなのか」と聞いてみたところ、いともあっさり「国内流通主体で考えている。輸出は想定していない」と答えてくれた。

上原室長の説明が虚偽であることを明確に裏付けてくれるものだった。飯野専務の説明を踏まえて、上原室長に同じ質問を繰り返すと、次はこんな嘘を重ねてきた。

「(精米JAS規格化は)輸出のみならず、国内向けもコンソーシアムで検討いただくこととなります」



「生産から消費に至る情報を連携させ、これを活用したJAS規格を民間主導

で策定していくこととなります。精米・玄米のいずれかに限定しているものではなく、これからコンソーシアムで検討いただくこととなります」
参ったのは、玄米までJAS規格化の対象と言いついてきたことだ。その矛盾を突く質問を繰り返すと、最後は、「精米工業会のJAS規格については、精米工業会にお尋ねください」と逃げてしまった。

飯野専務に、精米工が検討中の規格案の内容を見せてもらえないかと頼むと、これはあっさり断わられた。仕方なく知人のツテで、理事ポストで末端流通に関与する米穀関係者(正会員)を頼った。事情を説明すると、3月17日の理事会で決定した「精米JAS規格化(報告)」と「精米JAS認証機関案」(認証機関案)を送ってきてくれた。

飯野専務は、精米工のイニシアティブで規格化の検討に着手したと強調するが、会員に確認すると、「精米工にはそんな能力はありません。米麦流通加工対策室の指示があったから」と飯野専務の発言に首を傾げた。精米工が精米JAS規格化の作業を開始したのは、2019年のことである。規制改革推進会議が、農産物検査法廃止の議論を取り上げようとしていた時期と一致する。

理事会決定でポイントは認証機関

案だ。JAS規格化には認証ビジネスが必ず伴う。これで精米工は、JAS規格化「認証ビジネス」で完全に有利な立場に立つことができる。その利権は計り知れない。認証機関案にも、精米工に「認証料、確認調査料(毎年更新)、製品検査料」の収入が確実に入ってくると明確に書いてある。

農水省が、精米工の精米JAS規格化に頼り切っていることは、大きな禍根を残すことになる。その規格化案は、設備能力の伴った大手の精米業者に有利に働いても、産直農家が使えるような規格ではないから。冒頭に議論はやり直しと書いたのは、このことだ。

産地を巻き込んで 大波乱の様相

精米工が作成中のJAS規格化は、現行の農産物検査規格よりかなり厳しいものがある。その一例は「碎米」。現行の農産物規格規定では、サンプルに対する重量比の5%。精米工のJAS規格案は、同3%。これが制定されると、ふるさと納税による農家産直は、精米JAS規格の対象にはならない。コイン精米機を使っているケースが多く、規格をクリアできないからだ。

産直農家が、JAS規格を取得す

るには、碎米や着色粒をはじくために、より高度な色彩選別機やロータリーシフターの導入など多額の設備投資が必要となるだろう。

精米工のJAS規格案は、設備が整った大手精米工場を想定して作成されたものである。しかも気候変動を考慮したものではない。碎米の比率をあれだけ厳しくすると、産地ごとJAS規格の対象にならないということも十分にあり得る。いずれJAS規格案は公表される。精米工が置き去りにした議論は、次号で検証してみたいと思う。

こうした規格案は、たたき台を作るにしても、利害関係のある団体組織ではなく、もう少し中立的な団体組織に作成すべきではないかと思う。精米工のJAS規格案は、どこか我田引水的、マーケティングの隅々を見渡した内容ではない。

何よりも精米JAS規格化案を策定してすぐに認証機関案をぶち上げるといえるのは、あまりにも露骨すぎてマーケティングの共感を得ることは難しいとみた。精米工JAS規格案にはサイエンスの臭いがしない。認証ビジネスでマネーの臭いだけが漂ってくる。

次号は、精米工「JAS規格化案」の詳細内容についてサイエンスで分析してみたい。